

## 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：京都市，京都府

### 1 地域活性化総合特別区域の名称

京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと，世界中から人々が集う，「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～

### 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

#### (1) 総合特区の目指す目標

##### ① 文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で，日本を元気に

不透明感，閉塞感の漂う今日，日本はもとより世界の人々は，ゆとりや潤い，文化的・精神的な充実感を求めており，伝統，文化，自然，和の精神など，“ほんもの”の魅力に触れ，日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで，世界中から多くの人々を呼び込み，京都市域の活性化を図る。また，地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ，ひいては我が国全体の活性化にも寄与することを目標とする。

##### ② 京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく，じっくり滞在し，奥深い京都の魅力を五感で体感できる，これまでにない新しい観光の姿を提案し，質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ，観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより，日本文化の原点であり，我が国を代表する国際的な観光地として，国全体の観光立国の実現を先導することを目標とする。

#### (2) 評価指標及び数値目標

評価指標 (1)：京都の発展に観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合

数値目標 (1)：74.5% (R3年) → 74.5% (R7年)

評価指標 (2)：観光消費額単価

評価指標 (2)－①：日本人観光消費額単価

数値目標 (2)－①：20,931円 (H30年) → 20,931円 (R7年)

評価指標 (2)－②：外国人観光消費額単価

数値目標 (2)－②：46,294円 (H30年) → 46,294円 (R7年)

評価指標 (3)：特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数

数値目標 (3)：9人 (H29年度) → 30人 (R7年度)

※ 数値目標 (1)、(2)－①及び(2)－②については、コロナ禍における回復予測が困難であるため、平成27年～令和3年の調査結果の最高値を目標値として設定しており、計画期間中、毎年度、更新することを目指す。目標値を更新した場合には、その都度、数値目標を変更する。

### 3 特定地域活性化事業の名称

我が国を代表する国際的な観光地として，世界中から多くの人々を呼び込み，観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより，京都市域の活性化を図るとともに，ひいては我が国全体の活性化に寄与し，観光立国の実現を先導するため，規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら，国際観光拠点の形成，文化自由都市の創造に係る取組を行っていく。

- ① 世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成  
（地域活性化総合特区支援利子補給金，別紙2-4）
- ② 若手から円熟の巨匠まで，国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進  
（規制の特例措置（特定伝統料理海外普及事業），別紙2-1）

### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

#### ii) その他必要な事項

##### ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

別紙のとおり

##### イ) 国との協議の結果，現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

## **別紙 2 - 1 <規制の特例措置（特定伝統料理海外普及事業）>【1 / 1】**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組を推進（規制の特例措置（特定伝統料理海外普及事業））

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

総合特別区域内の料理店で働きながら京料理の知識及び技能を習得するための活動を行おうとする外国人

### **3 特定地域活性化事業の内容**

#### **① 事業概要**

外国人が、当該総合特別区域内の料理店で働きながら京料理の知識及び技能を修得するための活動を行うことにより、京料理の海外への普及を図る。

#### **② 事業に関与する主体**

京都市、特定非営利活動法人日本料理アカデミー

#### **③ 事業が行われる区域**

京都市の全域

#### **④ 事業の実施期間**

平成25年11月以降

#### **⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細**

外国人が、当該総合特別区域内の料理店で働きながら京料理の知識及び技能を修得するための活動を行うことにより、京料理の海外への普及が可能となる。

#### **⑥ その他**

特になし

### **4 当該特別の措置の内容**

外国人が、当該総合特別区域内の料理店で働きながら京料理の知識及び技能を修得するための活動を行うことを可能とすることにより、京料理の海外への普及を図る必要がある。

京都市は、運営・監督主体として、対象外国人の受入れ環境の整備等について記載した実施要領を作成し、法務大臣に報告を行うとともに、当該実施要領に基づき、受け入れを行う本邦の公私の機関を指定する。また、京都市は、(1)～(7)のいずれにも該当する本邦の公私の機関が、(8)～(10)のいずれにも該当する申請人を受け入れる場合において、当該事業を実施する。

(1) 特定伝統料理に係る地域活性化総合特別区域内の産業の発展に資する取組を他の公私の機関と連携して行っていること。

(2) 次のいずれかに該当していること。

- ① 申請人が国籍又は住所を有する国において所属する公私の機関（以下「海外の所属機関」という。）との間で、次の事項について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること。
  - (ア) 申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること。
  - (イ) 申請人が帰国後、海外の所属機関の業務に復職すること。
  - (ウ) 本邦において従事する特定調理活動について本邦の公私の機関と申請人とが雇用契約を締結すること。
- ② 申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。
  - (ア) 申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること。
  - (イ) 申請人が帰国後、特定伝統料理等を提供する飲食店営業を営むこと。
- ③ 申請人が「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」（平成28年4月1日付け27食産第6094号農林水産省食料産業局長通知）に基づき「実務経験が概ね2年程度の者（ゴールド）」又は「日本料理学校等の卒業者又は実務経験が概ね1年程度の者（シルバー）」の認定を受けている場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。
  - (ア) 申請人が認定を受けた知識及び技能を活用して特定伝統料理を修得すること。
  - (イ) 申請人が帰国後、特定伝統料理を世界へ発信すること。
- (3) 申請人が特定調理活動を行うための受入れ環境の整備等に関して指定地方公共団体が策定し法務大臣に報告した次の事項を含む実施要領を適正に実施することができるものとして当該指定地方公共団体に指定されていること。
  - ① 特定伝統料理を修得するための計画及び施設に関する事項
  - ② 特定伝統料理の修得状況の評価に関する事項
  - ③ 在留中の住居の確保に関する事項
  - ④ 長期休暇の取得に関する事項
  - ⑤ 特定伝統料理の適格指導者の確保並びに特定伝統料理の指導責任者及び生活指導員の選任に関する事項
  - ⑥ 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
  - ⑦ 申請人との面接及び申請人からの相談への対応に関する事項
  - ⑧ 申請人の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置（申請人が帰国旅費を支弁できない場合に指定地方公共団体が負担することを含む。）に関する事項
  - ⑨ 特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置（特定調理活動の継続のために指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項
- (4) 特定伝統料理を修得するための期間を5年以内としていること。
- (5) 特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり6人以内としていること。

- (6) 一事業所当たりの特定調理活動を行う者の数が特定伝統料理の適格指導者の数を超えないこと。
- (7) 過去3年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- (8) 海外の所属機関又は調理に関する第三者機関の推薦又は説明により、調理における技能を有し、素行が善良であると認められること。
- (9) 特定伝統料理を修得する意思及び帰国後、特定伝統料理を世界へ発信する意思を有すること。
- (10) 特定調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けられること。

## 別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 1】

### 1 特定地域活性化事業の名称

世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社京都銀行  
京都信用金庫  
京都中央信用金庫  
株式会社三菱UFJ銀行  
株式会社三井住友銀行  
株式会社日本政策投資銀行  
株式会社滋賀銀行  
近畿産業信用組合  
株式会社徳島大正銀行  
株式会社福井銀行  
株式会社関西みらい銀行

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成するために、観光旅客の来訪及び滞在を促進する宿泊施設や商業施設等の産業観光施設の整備を行う事業者に対して、円滑な事業実施を図るために必要な資金を貸し付ける事業を行う。

具体的には、旅館・ホテル、料亭、観光土産品小売店、寺社仏閣等の産業観光施設に係る新設、改修・増改築、設備の整備等の設備投資に係る資金を貸し付ける事業をいう。

当該取組については、当該総合特区の政策課題である「観光スタイルの質を高める」「観光都市としての質を高める」「精神的充足を求める時代に応える和の文化の発信」「日本の成長を牽引する観光立国への貢献」及びその解決策である「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」と整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第2号 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

## 別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

### 1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- **京町家まちづくりファンド（平成17年度～）**  
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターと京都市が連携し、地域のまちづくりに効果を及ぼし、良好な景観形成に資すると認められる京町家の改修に助成金を交付
- **指定京町家改修補助金、個別指定京町家維持修繕補助金（平成30年度～）**  
趣のある町並みや個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、京都市が指定した地区内の京町家や個別に指定した京町家を対象に、大規模改修工事や維持修繕に補助を実施
- **京町家等の耐震化支援（平成19年度～）**  
地震災害に強い都市づくりを目指すとともに、景観を形成する京町家等を保全・再生し安心して住み続けられるようにすることを目的に、京町家の構造特性に適した耐震診断手法による耐震診断を実施するとともに、耐震改修工事に対する助成を実施
- **古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、施設整備、維持管理（昭和42年度～買入れ）**  
歴史的風土特別保存地区については、現状変更行為が原則禁止されているため、歴史的風土の保存上必要があり、所有者が土地の利用に著しい支障を来す場合にはその土地の買入れを行い、その適切な保存と活用を図るため、施設整備及び維持管理を実施
- **無電柱化推進事業（昭和61年度～）**  
日本を代表する歴史文化都市である京都市においては、幹線道路に加え、歴史的な景観の保全・再生が望まれる主要な文化遺産周辺、観光地等における無電柱化が重要な課題であり、魅力あふれる「京の道」の再生に向け、地域の状況にあった整備を推進
- **四季・彩りの森復活プロジェクト（平成23年度～）**  
京都市が主体となり、京都の山々における森林現況調査を実施するとともに、森林所有者の協力を得て、ナラ枯れで荒廃した森林を回復させる施策を実施。また、市民等との協働による森林整備を推進する協議会に対して助成
- **京都市広告景観づくり補助金交付制度（平成28年度～）**  
京都にふさわしい屋外広告物の普及と広告景観の更なる向上を図るため、優良な屋外広告物に対して補助金を交付
- **KYOTO CMEX（KYOTO Cross Media Experience）事業（平成21年度～）**  
京都府、京都市、京都商工会議所等のオール京都体制で、クリエイターの国際的交流や次世代のコンテンツ産業を支える人材育成等を推進するための事業を継続開催
- **観光振興事業の推進**  
近年の京都観光において発生していた一部観光地での混雑やマナー違反などの観光課題や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行需要の激減などに対応するため「市民の暮らしや豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、令和3年3月に新たに観光振興計画を取りまとめ、取組を推進

- ・ **京都を彩る建物や庭園修理事業補助金（平成30年度～）**

平成26年度から実施してきたランクアップ助成制度を平成30年度に拡充し，“京都を彩る建物や庭園”制度において認定又は選定された建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、修理等を補助する制度を実施

- ・ **未指定文化財への助成**

市内には多数の貴重な文化財や観光資源が集中しており、それらの保護に当たっては、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団と京都市が連携し、指定文化財だけでなく未指定文化財についても助成金を交付

## 2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ **京都市独自の景観政策による建築物の高さ規制をはじめとした市街地景観，眺望景観，屋外広告物等に係る規制強化（地域独自の規制強化，平成19年9月～，平成23年4月制度充実）**

- ・ **京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（現 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）の制定（地域独自の建築基準の制定，平成24年4月～，平成25年11月対象拡大）**

景観重要建造物など景観的，文化的に特に重要と位置付けられた木造建築物について，安全性を確保するための規定を定めることにより，国宝や重要文化財と同様に建築基準法の適用を除外し，増築や用途変更等の建築行為を可能にする全国初となる「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を制定（平成24年4月施行）

さらに，平成25年11月1日には，条例の対象建築物を木造以外の建築物にも拡大する条例改正を行い，「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に改定

- ・ **“京都を彩る建物や庭園”制度の推進（平成23年度～）**

市民が京都の財産として残したいと思う，京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を，公募によりリスト化し，市民ぐるみで残そうという気運を高め，様々な活用を進めることにより，維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度を創設

- ・ **京都市宿泊税条例の制定（法定外目的税の新設，平成30年度～）**

国際文化観光都市としての魅力を高め，及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる財源を確保するため，京都市宿泊税条例を制定（平成30年10月施行）

## 3 地方公共団体等における体制の強化

- ・ **京都岡崎魅力づくり推進協議会（平成23年7月設立／岡崎地域に立地する施設・団体，事業者，行政機関等が参画）**

多くの文化交流施設が集積する岡崎地域の更なる魅力向上に向け，平成23年3月に策定した「岡崎地域活性化ビジョン」の推進を担う官民連携のエリアマネジメント組織として設立。施設間の連携強化や魅力創出事業等の取組を推進

- ・ **屋外広告物対策の抜本的な取組の強化（平成24年度～）**

歴史都市・京都の良好な景観を創出するため，平成19年に新景観政策に基づいて屋上屋外広告物の全面禁止を含む屋外広告物の更なる規制強化を図り，平成2



4年度には、市内全域の違反状態の解消を目指して、市内体制を強化し、屋外広告物適正化へ向けた取組を継続

- **KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience) 実行委員会 (平成21年設立／コンテンツ関係の事業者、大学、行政機関等が参画)**

映画・映像、ゲーム、マンガ・アニメ等のコンテンツをクロスメディア展開することにより、京都が持つコンテンツのポテンシャルと魅力を広く国内外に情報発信し、コンテンツ産業の振興とそれらを支える人材育成・人材交流を図る事業として KYOTO CMEX を開催

#### 4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	京都市地域活性化総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月28日
地域協議会の構成員	京都商工会議所 公益社団法人京都市観光協会 公益社団法人京都府観光連盟 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団 公益財団法人京都文化財団 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 公益財団法人京都市森林文化協会 京都岡崎魅力づくり推進協議会 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 公益財団法人京都市芸術文化協会 特定非営利活動法人日本料理アカデミー 株式会社京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社日本政策投資銀行 株式会社滋賀銀行 近畿産業信用組合 株式会社徳島大正銀行 株式会社福井銀行 株式会社関西みらい銀行 京都府 京都市
協議を行った日	(第22回) 令和5年5月15日 書面協議
協議会の意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし